

佐賀県教育委員会事務局及び公立学校その他の教育機関に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

佐賀県教育委員会教育長 甲斐直美

### 佐賀県教育委員会規則第1号

佐賀県教育委員会事務局及び公立学校その他の教育機関に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県教育委員会事務局及び公立学校その他の教育機関に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則（令和2年佐賀県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年佐賀県条例第13号。以下「条例」という。）第2条第3項、<u>第7項及び第9項から第11項まで</u>、第3条第3項、第5項及び<u>第7項</u>、第5条、第6条並びに第8条の規定に基づき、佐賀県教育委員会事務局及び公立学校その他の教育機関に勤務する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる者（以下「第1号会計年度任用職員」という。）及び同項第2号に掲げる者（以下「第2号会計年度任用職員」という。）の報酬、費用弁償及び給与（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報酬等に関し必要な事項)</p> <p><b>第2条</b> 第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員の報酬等に関し必要な事項（次条に規定するものを除く。）については、佐賀県知事の事務部局に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則（令和2年佐賀県規則第33号）の規定の例による。この場合において、同規則第2条中「第8条」とあるのは「第8条（佐</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年佐賀県条例第13号。以下「条例」という。）第2条第3項<u>及び第7項から第10項まで</u>、第3条第3項、第5項及び<u>第6項</u>、第5条、第6条並びに第8条の規定に基づき、佐賀県教育委員会事務局及び公立学校その他の教育機関に勤務する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる者（以下「第1号会計年度任用職員」という。）及び同項第2号に掲げる者（以下「第2号会計年度任用職員」という。）の報酬、費用弁償及び給与（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報酬等に関し必要な事項)</p> <p><b>第2条</b> 第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員の報酬等に関し必要な事項（次条に規定するものを除く。）については、佐賀県知事の事務部局に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則（令和2年佐賀県規則第33号）の規定の例による。この場合において、同規則第2条中「第8条」とあるのは「第8条（佐</p>

改正前	改正後
<p>賀州市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和31年佐賀県条例第51号。以下「県費負担教職員勤務時間等条例」という。）第2条において佐賀県立学校職員の例によることとされる場合を含む。）」と、同規則第3条第3項第1号中「第24条の3」とあるのは「第24条の3（県費負担教職員勤務時間等条例第2条において佐賀県立学校職員の例によることとされる場合を含む。））」と読み替えることとする。</p> <p>（非常勤講師の通勤に係る費用弁償）</p> <p><b>第3条</b> 公立学校に勤務する第1号会計年度任用職員のうち講師に支給する条例第2条第11項に規定する通勤に係る費用弁償は、次に掲げる者に支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>賀州市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和31年佐賀県条例第51号。以下「県費負担教職員勤務時間等条例」という。）第2条において佐賀県立学校職員の例によることとされる場合を含む。））」と、同規則第3条第2項中「<u>県職員給与条例第17条第2項</u>」とあるのは「<u>佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）第20条第2項</u>」と、同条第3項第1号ア中「<u>佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）</u>」とあるのは「<u>佐賀県公立学校職員給与条例</u>」と、同条第4項第1号中「第24条の3」とあるのは「第24条の3（県費負担教職員勤務時間等条例第2条において佐賀県立学校職員の例によることとされる場合を含む。））」と読み替えることとする。</p> <p>（非常勤講師の通勤に係る費用弁償）</p> <p><b>第3条</b> 公立学校に勤務する第1号会計年度任用職員のうち講師に支給する条例第2条第10項に規定する通勤に係る費用弁償は、次に掲げる者に支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。